

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	龍ヶ崎市 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業に関する事務では、健康管理システムを利用しているが、利用先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報管理体制を確認するとともに、契約締結時に契約書に秘密保持に関する事項を含め、更に秘密保持について協定書を作成して締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	市民である方に、健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健診の実施等、健康増進のために必要な事業展開等の事務を行う。また、事後指導、健診結果の管理等も行う。特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①健康診査及び各種がん検診対象者の抽出 ②健康診査及び各種がん検診の結果の管理 ③健康教育対象者の抽出 ④教育・相談・訪問の結果管理 ⑤各事業の統計処理
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令（以下「別表主務省令」という。）第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康スポーツ部健康増進課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康スポーツ部健康増進課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムから特定個人情報を中間サーバーに入力する際、中間サーバーのある電算室に備え付けのUSBメモリを使用し、パスワードによる保護を行い、情報の紛失及び漏えいを防止する適切な処理を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月20日	I－3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の76の項:個人番号が利用することができる事務のうち健康増進事業に関する事務(事業の実施)が「市町村長」の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	・番号法第9条第1項 別表の111の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令(以下「別表主務省令」という。)第54条	事後	番号法改正のため
令和6年11月20日	I－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 【情報提供の根拠】・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	(情報提供の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会の根拠)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	番号法改正のため
令和6年11月20日	Ⅱしきい値判断項目 いつの時点の計数か	令和5年6月22日 時点	令和6年11月20日 時点	事前	しきい値を再確認したため
令和6年11月20日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業		健康管理システムから特定個人情報 を中間サーバーに入力する際、中間サーバーのある電算室に備え付けのUSBメモリを使用し、パスワードによる保護を行い、情報の紛失及び漏えいを防止する適切な処理を行っている。	事後	様式変更に伴う記載
令和6年11月20日	Ⅳ-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修	事後	様式変更に伴う記載